

令和6年4月

第4回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年4月12日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	21番	蛭原 昇
22番	坂入 誠		

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	荻谷 智美
農業行政課	係長	廣引 康則
農業行政課	主査	大野 敏寿

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 4 号	現況証明の発行可否について
	議案第 5 号	農地改良協議に対する同意について
	議案第 6 号	農用地利用集積計画の決定について
	議案第 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 8 号	非農地の決定について
	議案第 9 号	令和 6 年度最適化活動の目標の設定（案）について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	農地法第18条第 6 項の規定による通知について
	報告第 5 号	つくば市農業委員会事務局職員の人事について

【午後 1 時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、令和 6 年第 4 回の総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

総会の開会前に、少々お時間を頂きたいと思います。令和 6 年 4 月 1 日付の人事異動で、当局においても転出転入者がありました。議案書の議事日程では、日程第 3 の報告第 5 号となっておりますが、先んじて御報告させていただきます。

議案書の最終ページ、135ページをお開きください。

まず、転出者が 3 名いまして、天貝課長が吉沼交流センターに配属されました。今野係長が教育部教育相談センターに配属されました。渡邊主査が教育局学務課に配属されました。

次に、今年度から、転入により当局に配属された職員を紹介させていただきます。教育局学務課から下田課長が農業行政課長となりました。

事務局（下田課長）

こんにちは、下田です。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（鳴海事務局長）

財務部管財課から、荻谷係長が農政企画係長となりました。

事務局（荻谷係長）

こんにちは。荻谷です。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（鳴海事務局長）

財務部資産税課から、北島主任が農政企画係に配属されました。

事務局（北島主任）

こんにちは。北島です。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（鳴海事務局長）

大野主査が、再任用職員として、引き続き農地調整係に配属となりました。

事務局（大野主査）

大野です。今年度も再任用職員として採用されましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（鳴海事務局長）

以上、令和6年度も御愛顧のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、総会のほうに移らせていただきます。

総会の開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶をいただきたいと思います。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。本日は、御苦勞様でございます。

最近は、気候も暖かくなってまいりまして、水田における農作業の季節がすぐそこまで来ているような時期になってまいりました。皆さん方におかれましても田植えの準備等を含めて忙しい日々が続くと思いますが、健康に留意しながら進めていただければと思います。

本日は、御苦勞様です

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

本総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたしたいと思ひます。

よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和6年第4回総会を開会いたします。

今回は傍聴人の方がいらっしゃらないので、議事進行を早速させていただきます。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、

令和6年第4回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席7番對崎徳男委員、議席8番大野博司委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局荻谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号12番から14番、16番については、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号8番から10番、13番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から、提出番号12番から14番、16番を除いて、議案第3号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番から14番、16番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号1番については、水稻、麦を作付けしている農家で、申請地には麦を作付けする予定です。

提出番号2番については、芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稻、野菜、芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号4番については、新規就農のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、大豆、牧草を作付けしている農家で、農地保有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から5番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る4月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、申請人は水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号7番については、水稻、野菜、芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号8番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号9番については、水稻、野菜、芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号10番については、申請人は農業開始のため、自宅建設予定地の隣接地を取得するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号6番から10番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る４月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 11 番については、水稻、小麦を作付けしている農家で、申請地には小麦を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 11 番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る４月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 15 番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 17 番については、申請者は芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、申請者は水稻、野菜、果樹を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 19 番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 20 番については、農業を開始するため申請するもので、申請地には果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 15 番、17 番から 20 番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、ブドウを作付けしている農家で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号21番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

4月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号22番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号23番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号22番、23番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の説明及び報告が終わりました。

これより審議に入ります。

質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第1号の提出番号1番から11番、15番、17番から23番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて、提出番号 1 番から11番、15番、17番から23番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から11番、15番、17番から23番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 1 番から11番、15番、17番から23番について、許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る 4 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、利用していない土地を有効活用し、資産の安定を図るため、共同住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 1 番については、一般基準に適合の上、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われれます。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 2 号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について及び議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番から14番、16番を一括して議題といたします。
それでは、事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第3号及び議案第1号の提出番号12番から14番、16番について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。
提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。
申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。
資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

す。

以上のことから、提出番号1番についても、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る4月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、転用を行う上で必要な資力を証明する書類が整わなかったため、引き続き書類の提出を求めるべく、継続審議といたしました。

提出番号3番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、結婚を機に独立した生活を送るべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接する市街化区域に本店を置く自動車販売業を営む法人です。今般、事業業績も順調で、既存の車両置き場だけでは手狭になってきたため、申請地を借り受け、車両置き場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、周囲をフェンスとトラロープで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、29台分の駐車場を確保する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号4番については、申請者が市内で使用している既存の駐車場が違反転用状態となっており、3月の現地調査の調査隊で聞き取り調査を行った結果、違反転用を是正することが必要と判断し、申請者に対し、申請の取下げを指導しております。

また、違反している駐車場については、農地へ復元するべく是正作業中であったことを確認しましたが、是正途中であることから、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号2番、5番については継続審議、提出番号3番、4番については一般基準に適合の上、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荻崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る4月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産賃貸業を営む法人で、今般、需要が見込まれることから、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、共同住宅3棟を建築する計画で、資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内で運搬業を営む法人の役員です。

今般、既存の駐車場が手狭となり支障をきたしていることから、申請地を取得し、自身が経営する法人への貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、パッカー車5台、トラック1台、普通自動車5台の駐車スペースを確保する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

議案第1号、提出番号12番と議案第3号、提出番号8番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人です。

今般、新たに営農型太陽光発電施設を設置すべく、議案第1号、提出番号12番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請をするものです。

議案第3号、提出番号8番については、発電設備の支柱部分について賃貸借権を設定するために農地法第5条の一時転用をするもので、期間は許可日から3年間です。

また、下部農地については、土地所有者がサカキを栽培し、許可後の利用方法は、550Wパネルを184枚設置する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

議案第1号、提出番号13番と議案第3号、提出番号9番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。

申請者は、市内で太陽光発電事業を営む法人です。

今般、営農型太陽光発電施設を設置すべく、議案第1号、提出番号13番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の許可を申請するものです。

議案第3号、提出番号10番については、発電設備の支柱部分について賃貸借権を設定するために農地法第5条の一時転用をするもので、期間は許可日から3年間です。

また、下部農地については、土地所有者がサカキを栽培し、許可後の利用方法は、555Wパネルを189枚設置する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

議案第1号、提出番号14番と議案第3号、提出番号10番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種と判断いたしました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人。

今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号14番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請をするものです。

議案第3号、提出番号10番については、発電設備の支柱部分について賃貸借権を設定するために農地法第5条の一時転用をするもので、期間は許可日から3年間です。

また、下部農地では、土地所有者がサカキを栽培する計画になっており、一帯に270Wパネル6,920枚を設置済みです。

資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、婚姻を決め、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で建設業を営む法人です。

今般、既存の駐車場が手狭になってきたことから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

なお、当該申請地は、過去、同じ目的で一時転用の許可を得ておりましたが、許可期限が切れたまま土地を利用したことから、始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車24台と作業車4台の駐車スペースを確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、議案第1号、提出番号12番から14番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われます。

また、議案第3号、提出番号6番から12番については、一般基準に適合の上、第1種農地、第2種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る4月5日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

議案第3号の提出番号13番と議案第1号の提出番号16番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。

今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号16番については、区分地上権を設定するため農地法第3条の申請

をするものです。

議案第3号の提出番号13番については、発電設備の支柱部分について賃貸借権の再許可を得るため、農地法第5条の一時転用の許可をするもので、期間は許可日から3年です。

下部農地については、引き続き土地所有者がサカキを栽培する計画となっており、既に275Wパネルを325枚設置済みです。

撤去費用については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、申請地と同一大字内で農業を営む兼業農家です。

今般、既存の作業所が手狭なため、申請地を市より借り受け、農業用作業所、倉庫及び物置用地として申請するものですが、許可を受ける前に申請地の一部を使用してしまっていることから、始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とした上で、既存の鉄骨平屋建て農作業所2棟、軽量鉄骨平屋建て倉庫1棟、軽量鉄骨平屋建て物置1棟をそのまま利用する計画で、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号16番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われれます。

また、議案第3号の提出番号13番から15番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地及び第2種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われれますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号16番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で中古車販売業を営む法人の役員です。

現在、外国車などの車両を店頭で販売しておりますが、店頭の顧客から、軽自動車の販売要望を受けたことから、販売車種のバリエーションを増やすべく申請地を取得し、車両置き場用地として当該法人に貸し付けるべく申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水を敷地内浸透処理とした上で、敷地内を整地し、駐車留めブロックを設置後、展示車両置場16台、来客用駐車場6台、車両積み下ろし場として利用する計画で、資金については、自己資金で賄います。

提出番号17番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。

太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることになったため、申請地を取得し、太陽光発電事業地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、580Wパネルを180枚設置する計画で、資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号16番、17番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上、報告いたします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

4月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令の協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令等の協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内を中心に、県南地域で調剤薬局業を営む法人です。

今般、事業の拡張に伴い申請地を取得し、新たに調剤薬局の店舗用地として申請するものです。

資金については、自己資金で賄い、関係法令等の協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令等の協議は整っております。

以上のことから、提出番号18番から21番については、一般基準を満たしており、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の提出番号12番から14番、16番及び議案第 3 号の説明及び報告が終わりました。

提出番号 2 番、5 番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号 2 番、5 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号 2 番、5 番に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

提出番号 2 番、5 番については、小川委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 3 号、提出番号 2 番、5 番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第 1 号の提出番号12番から14番、16番及び議案第 3 号の提出番号 1 番、3 番、4 番、6 番から21番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第 1 号の提出番号12番から14番、16番及び議案第 3 号の提出番号 1 番、3 番、4 番、6 番から21番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号の提出番号12番から14番、16番及び議案第 3 号の提出番号 1 番、3 番、4 番、6 番から21番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定によ

る権利の設定・移転の許可についての提出番号12番から14番、16番及び議案第3号の提出番号1番、3番、4番、6番から21番について、許可することに決定いたします。

議案第4号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第4号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る4月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前から、共同住宅用地として利用されている市街化区域内の土地で、現在も同様の状況となっております。

提出番号2番については、20年以上前から、隣接する宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番、2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第4号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第5号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を行っておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る4月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付けするため、自身が所有する土地を田畑転換すべく申請されたものです。申請者の父が所有する坂東市内の山林の土を用いて盛土する計画で、盛土完了後はジャガイモを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第5号について、小川委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第６号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第６号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書15ページになります。

議案第６号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より、令和６年３月19日付で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号１番、豊里地区で５年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号31番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区３件、谷田部地区11件、茎崎地区２件、大穂地区７件、筑波地区２件、桜地区６件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第６号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第６号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号について、原案のとおり決定いたします。

議案第７号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用

集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案書20ページになります。

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より、令和 6 年 3 月13日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号 1 番、豊里地区で10年間の賃借権の設定を行うものです。

以降、整理番号81番までのとおりとなり、豊里地区69件、谷田部地区 1 件、大穂地区 5 件、筑波地区 5 件、桜地区 1 件となります。

計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により、市が機構に提出するものです。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号19番から39番、41番から61番、70番、71番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号 1 番から18番、40番、62番から69番、72番から81番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて提出番号 1 番から18番、40番、62番から69番、72番から81番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から18番、40番、62番から69番、72番から81番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 7 号、提出番号 1 番から18番、40番、62番から69番、72番から81番について、原案のとおり異議なく承認することに決定

いたします。

続きまして、提出番号9番から39番、41番から61番、70番、71番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

(染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席)

議長(飯野 和男)

それでは、提出番号9番から39番、41番から61番、70番、71番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長(飯野 和男)

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号9番から39番、41番から61番、70番、71番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号9番から39番、41番から61番、70番、71番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長(飯野 和男)

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、提出番号9番から39番、41番から61番、70番、71番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

(染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席)

議案第8号 非農地の決定について

議長(飯野 和男)

次に、議案第8号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局(苅谷係長)

議案書は101ページから106ページになっております。

非農地の決定について、御説明いたします。

農地法第30条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施いたしました結果、再生利用が困難な農地として分類した土地の所有者の方に、登記地目変更承諾書を事務局のほうから発送いたしました。承諾を頂いた土地、合計57筆、計53,448㎡を農地法第2条第1項の農地に該当しないと決定するものです。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。105ページと106ページに耕作者が設定されている農地もあるようなのですが、問題はないのでしょうか。

事務局（飯泉課長補佐）

それでは、事務局からお答えさせていただきます。

ご指摘の通り、こちらの土地には耕作者が設定されてございますが、だいぶ前に土地所有者の方と話し合いを行い、耕作権を解約されていると伺っております。今後は、正式な解約手続きをするため準備中との旨を聞いております。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ほかに何かございますか。よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 非農地の決定については、原案のとおり農地に該当しないことを決定いたします。

議案第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定（案）について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定（案）についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で協議しておりますので、蛭原委員長より報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

農業政策専門委員会より、議案第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定（案）についてを御説明いたします。

近年の農業が直面するいろいろな課題から、農業委員会の役割として、農地利用の最適化が必須業務となっております。

国からは、農地の最適化目標を定め、年度ごとに実績管理を行うよう求められており、一定の活動が認められなければ交付金が交付されないゆえ、通知されております。

このようなことから、3月28日に農業政策専門委員会を開催し、最適化活動の目標提案を設定いたしました。

内容につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

なお、総会で可決、決定された上は、茨城県農業会議へ報告し、併せてホームページに掲載いたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

ただいま蛭原委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

大穂地区の石島です。資料に記載されている「交付金」について教えてください。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局からお答えいたします。

こちらの交付金は、つくば市の農業委員会に対して、補助金として頂いているものでございます。

また、交付金につきましては、皆様方の遊休農地の利用状況調査とか、農家の方への個別相談、農地再生チャレンジ事業等における遊休農地の解消など、そういった実績に基づき、上乗せの能率報酬として、皆様方にお支払いされるものとなっております。

今回、目標値が高めに設定しておりますが、こちらにつきましては、国の基準に基づきまして、ある程度、交付金がもらえる目標値に定めないと、皆様方にお支払いする上乗せ

報酬が確保できないということで、こちらの数値を目標として設定している事情がございます。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

そのほかに何かございますか。

雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

大穂地区の雨貝です。107ページの左側に記載されております農業委員数、実質21名に對しまして、次の108ページには農業委員数が24名となっていますが、誤記載ではないでしょうか。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局からお答えさせていただきます。

こちらは、表題に記載のとおり、令和6年度ということございまして、本年5月に農業委員さんの改選を迎え、条例の定数に基づいて、24名の農業委員さんの方々が令和6年3月定例会において選任同意を得ておられますので、このまま載せてよろしいかと思います。

議 長（飯野 和男）

そのほかに何かございますか。

質問、意見共にはないので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定（案）については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第5号についてですが、内容は議案書109ページから135ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第5号について、質問等ございませんか。

よろしいですか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第4回総会を閉会いたします。

【午後2時40分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員